

社会福祉法人 美祢市社会福祉協議会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 平成30年 4月 1日～平成33年 3月31日までの 3年間
- 2 内容

目標： 平成33年3月31日までに年次有給休暇の取得割合を、一人当たり平均70%以上とする。

<対策>

- 平成30年 5月～ 実態把握、検討開始
- 平成30年 7月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 平成31年 5月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況の取りまとめによる取得促進のための取組みの開始